

市内業者の皆さんへ

入札参加申請はお済みですか？

平成29・30年度におけるにかほ市が発注する入札等に参加するためには、入札参加資格名簿へ掲載することが必要となります。入札に参加希望の場合は、忘れずに申請してください。

対象年度 平成29・30年度

対象 市内業者

業種

- ①建設工事
- ②測量・コンサルタント等
- ③物品・役務等の提供

※提出書類は、市ホームページからダウンロードしてください。

提出先 財政課財産管理班 ☎ 43-7509



仁賀保勤労青少年ホーム

トレーニング室利用者登録講習会

毎月、第1木曜日（祝日の場合は第2木曜日）の午後6時30分から利用者登録講習会を行っています。4月は受講者が多いため次のとおり3回講習会を行います。

- 日時
- ①4月 6日(木) 午前10時30分～
 - ②4月 6日(木) 午後 6時30分～
 - ③4月 22日(土) 午後 6時30分～
- ※受け付けがあるため、15分前にはお越しください。

場所 仁賀保勤労青少年ホーム 1階ロビー

対象 市内に在住または勤務する高校生以上で、初めて利用される方

登録料

・勤労青少年（15歳から25歳未満の勤労者）
…無料

・学生（高校生以上）
…1,020円

・一般（上記以外）
…2,050円



問合せ先 仁賀保勤労青少年ホーム ☎ 35-4711

緑の募金運動にご協力をお願いします

毎年「緑の募金」運動にご協力をいただき、ありがとうございます。

にかほ市緑化推進委員会では、市内緑化運動や緑の募金による森林整備等を推進することにより、生活環境の緑化などを目的として次のように事業を行います。

◆市内緑化事業

町内会・PTA・老人クラブなどの各種団体が行う環境緑化・美化、記念植樹等を対象として、事業費の助成を行います。

募集期間 3月15日(水)～3月31日(金)

※希望が多い場合は事業内容・過去の実績により決定します。

◆植樹

伊勢居地字グミノ木森地内で募金協力者によるブナの植樹を行います。

実施時期 10月中旬～11月中旬（予定）

植樹内容 ブナ300本

◆その他の緑化推進に関する事業

◎名木・古木の保護

◎学校募金に対する還元

（緑化事業費の交付）など

◆平成28年度の「緑の募金」の実績

募金実績（総額）のうち、65%にあたる515,633円が秋田県緑化推進委員会から交付され、市内緑化事業等に活用しています。

| | | |
|------|-------|----------|
| 家庭募金 | 125町内 | 659,750円 |
| 学校募金 | 6校 | 45,527円 |
| 企業募金 | 17企業 | 74,000円 |
| 職場募金 | 2カ所 | 14,005円 |
| 合計 | | 793,282円 |

今年は5月1日号の広報配布時に緑の募金運動のご協力をお願いする予定です。引き続き皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



問合せ先 農林水産課 ☎ 38-4303

市営住宅入居者募集

◎募集住宅…全25戸

- ・市営住宅建石（象潟：鉄筋3階）17戸
 - S53年築…2LDK 1階1戸
 - 2階2戸
 - 3階3戸
 - S55年築…2LDK 1階1戸
 - 2階1戸
 - 3階1戸
 - S56年築…2LDK 2階1戸
 - 3階4戸
 - S57年築…2LDK 3階2戸
 - S59年築…2LDK 3階1戸
- ・市営住宅松ヶ丘（象潟：鉄筋3階）4戸
 - H5年築…2LDK 2階1戸
 - 3階2戸
 - H14年築…2LDK 1階1戸
- ・特定住宅下山（象潟：木造平屋）4戸
 - H8年築…3LDK 1戸
 - H9年築…3LDK 3戸

- ◎申込期間 3月15日(水)～3月31日(金)
- ◎家賃 世帯内の収入、人数などにより決定
最低14,000円～最高55,000円
- ◎敷金 決定した家賃の3カ月分

◎入居の資格

- ・現に住宅に困窮していること
- ・月の収入が基準以内であること
- ・同居しているか、同居予定の親族があること
- ・暴力団員ではないこと



※書類審査後、困窮の度合いが同等の場合、抽選により決定します。

※建石（60歳以上）と1DKは、単身入居が可能です。

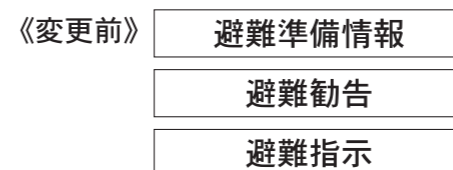
申込・問合せ先

- ・金浦庁舎／建設課管理班 ☎ 38-4307
- ・仁賀保・象潟市民サービスセンター

※申請書に必要な書類（申請者・同居人の所得・納税証明書、世帯の住民票謄本）を添付して提出。

避難準備情報等の名称変更

問合せ先 防災課 ☎ 43-7504



《変更後》

| 避難情報の種類 | とるべき避難行動 |
|---------------|---|
| 避難準備・高齢者等避難開始 | 避難に時間を要する方（ご高齢の方、体の不自由な方、小さなお子さんがある方等）は避難を開始しましょう。それ以外の方は、いつでも避難ができるように準備しましょう。身の危険を感じたら避難を開始しましょう。 |
| 避難勧告 | 速やかに避難を開始しましょう。外に避難することで、かえって命に危険がおよぶような場合は、屋内のより安全な場所に避難をしましょう。 |
| 避難指示（緊急） | 直ちにその場から避難をしましょう。外に避難することで、かえって命に危険がおよぶような場合は、屋内のより安全な場所に避難をしましょう。 |

※必ずしもこの順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。